

お客さま各位

2025年3月1日

エバーグリーン・マーケティング株式会社

電気需給約款変更のご案内

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

電気需給約款を下記のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

【主な変更点】

① 支払期日および支払期限の改定

支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する際の内容を改定いたしました。

② 燃料費等調整額の種類（アルファベット）追加

2025年4月から旧一般電気事業者の定める標準約款における燃料費等調整制度の改定と合わせて、本約款の燃料費等調整額の種類を追加いたしました。

なお、変更された本約款は、2025年4月以降に当社と電気需給契約を締結されるお客さま又は電気需給契約を更新・変更されるお客さまより適用となります。

③ 契約解除条件の改定

電気需給契約約款 33（需給契約の廃止）の定めによらず当社が電気需給契約を解除することができる事由を追加いたしました。

【約款変更実施時期】

2025年4月1日

【変更後の約款の閲覧ページ】

<https://www.egmkt.co.jp/download/>

【お問い合わせ先】

エバーグリーン・マーケティング株式会社 お客様サポート

電話番号 : 03-6271-0242

受付時間 : 平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (年末年始、土曜・日曜・祝日を除く)

【ご参考：新旧約款比較表】

条項	変更前	変更後
19 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	(2) お客様の料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き原則として、下記のとおりとなります。計量日が「1日」の場合は支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。分散検針かつ計量日が「2日」の場合は支払義務発生日の翌月10日といたします。分散検針かつ計量日が「2日以外」の場合は支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、分散検針の支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その前の営業日といたします	(2) お客様の料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き原則として、下記のとおりとなります。計量日が「1日」の場合は支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。分散検針かつ計量日が「2日」の場合は支払義務発生日の翌月10日といたします。分散検針かつ計量日が「2日以外」の場合は支払義務発生日の翌月末日といたします。なお、分散検針の支払期日または支払期限の最終日が金融機関の休日に該当する場合は、 その後の最初の営業日 といたします。
36 解約等	(1) 当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、33（需給契約の廃止）によらず需給契約を解約することができます。 ニ 新設	(1) 当社は、お客様が次の各号の一に該当する場合、33（需給契約の廃止）によらず需給契約を解約することができます。 ニ その他の理由でお客様が明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
別表 3.燃料費等調整額	記載なし	燃料費等調整額 G、H の項目追加
別表 3.燃料費等調整額- (2) 算定方法- (2) 基準単価	みなし小売電気事業者と同一算定方式(該当アルファベット:燃料費等調整額 B,D,E,F) 電力需要者の供給地点を供給区域とするみなし小売電気事業者の電気需給約款内における下表記載箇所の定める内容に準じ、燃料価格以外に市場価格を用いる算定および離島ユニバーサルサービス調整その他料金も含めて算定いたします。燃料費等調整額 B または F 適用されるお客様については、その他に電源調達調整費を加算いたします	みなし小売電気事業者と同一算定方式(該当アルファベット:燃料費等調整額 B,D,E,F, G,H) 電力需要者の供給地点を供給区域とするみなし小売電気事業者の電気需給約款内における下表記載箇所の定める内容に準じ、燃料価格以外に市場価格を用いる算定および離島ユニバーサルサービス調整その他料金も含めて算定いたします。燃料費等調整額 B または F または H が適用されるお客様については、その他に電源調達調整費を加算いたします
別表 3.燃料費等調整額- (2) 算定方法- (2) 基準単価 -エリア表	記載なし	該当条項箇所にみなし小売電気事業者の対象約款追記